



島労発基 0117 第 2 号
令和 4 年 1 月 1 7 日

労使団体の長 殿

島根労働局長



「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理
を行うための留意事項」の周知依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今日、人手不足や労働者のニーズの多様化、季節的な需要の繁閑への対処等を背景として、パートタイム労働者やアルバイトを中心に、いわゆるシフト制（あらかじめ具体的な労働日、労働時間を定めず、シフト表等により柔軟に労働日、労働時間が決まる勤務形態）による働き方が見られるところです。

このような働き方には、その時々事情に応じて柔軟に労働日・労働時間を設定できるという点で契約当事者双方にメリットがあり得る一方、使用者の都合により、労働日がほとんど設定されなかったり、労働者の希望を超える労働日数が設定されたりすることにより、労働紛争の発生も懸念されます。

このため、厚生労働省では、今般、シフト制に関する適切な雇用管理を促すことを目的として、使用者が現行の労働関係法令等に照らして留意すべき事項について、別紙 1 のとおりとりまとめたところです。

つきましては、かかる趣旨をご理解いただき、貴会におかれましても傘下事業者又は構成組織に対し、別紙の内容の周知につき特段の御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、概要をまとめた別紙 2 のリーフレットについては、以下の URL により、ダウンロードいただくことができますので、周知に当たって御活用くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html